

●保育料（利用者負担額）基準額表（令和元年10月1日～）

単位：円

利用者負担額		2・3号認定				1号認定 満3歳以上
		0～2歳児クラス		3～5歳児クラス		
階層	階層区分 (市町村民税)	保育標準時間 (11H)	保育短時間 (8H)	保育標準時間 (11H)	保育短時間 (8H)	教育標準時間 (4H)
A	生活保護世帯等	0	0			
B	非課税	0	0			
	均等割のみ課税（要保護世帯）	/		/		
C	均等割のみ課税	6,700	3,350	6,700	3,350	
D1	48,600円未満	7,800	3,900	7,600	3,800	
2	48,600円以上 52,000円未満	12,000	6,000	11,700	5,850	
3	52,000円以上 57,000円未満	15,200	7,600	14,900	7,450	
4	57,000円以上 65,000円未満	17,700	8,850	17,300	8,650	
5	65,000円以上 77,101円未満	19,800	9,000	19,400	9,000	
	77,101円以上 79,000円未満	19,800		19,400		
6	79,000円以上 97,000円未満	24,800		24,300		
7	97,000円以上 132,000円未満	31,800		31,200		
8	132,000円以上 169,000円未満	39,300		38,600		
9	169,000円以上 183,000円未満	41,900		41,100		
10	183,000円以上 214,000円未満	46,900		46,100		
11	214,000円以上 253,000円未満	49,200		48,300		
12	253,000円以上 301,000円未満	54,300		53,300		
13	301,000円以上 358,000円未満	56,300		55,300		
14	358,000円以上 397,000円未満	58,300		57,300		
15	397,000円以上	72,800		71,500		

令和元年10月1日～
 幼児教育・保育の無償化により、保育料は0円となります。

※給食費、預かり保育の利用料は含まれません。

- 第2子は表記されている金額(太枠を除く)の半額、第3子は無料となります。
 - 太枠内の料金は、ひとり親世帯等の第1子の金額となり、第2子以降は無料となります。
 - きょうだい順位の数え方と料金については以下のとおりです。
 - ※ 詳細は前記の【多子世帯及びひとり親世帯等の保育料軽減について】を参照
 - (1) ひとり親世帯等の世帯で市区町村民税所得割額 77,101円未満の世帯
 保護者と生計が同一の子等であれば、年齢に関わらず、上から順に第1子、第2子、第3子として数えます。第1子は太枠内の額、第2子以降は無料となります。
 - (2) ひとり親世帯等の世帯以外で市区町村民税所得割額 57,700円未満の2、3号認定の世帯
 保護者と生計が同一の子等であれば年齢に関わらず、上から順に第1子、第2子、第3子として数えます。第2子は各階層(太枠を除く)区分の半額、第3子以降は無料となります。
 - (3) 上記の(1)(2)以外の場合→認可保育所、学校教育法第1条の幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通園部、児童発達支援及び医療型児童発達支援に在籍している就学前のきょうだいについては、上から順に第1子、第2子、第3子として数えます。第2子は各階層(太枠を除く)区分の半額、第3子以降は無料となります。
 上記以外の施設在園児はきょうだい減免の対象施設となりませんのでご注意ください。
- ※市区町村民税額は住宅借入金等特別控除、配当控除等の控除を適用する前の税額で算定します。
 ※1号は、保育料とは別に、通園バス代、制服代、施設整備費等、各施設が設定する費用が発生する場合があります。
 ※保育料が無償となるきょうだいがいても、きょうだい順位の数え方に変更はありません。